

令和6年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年3月5日（第2日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	坂本博樹	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	大串恭隆	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	山下英治
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	笠原政浩	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	出雲誠	主任指導主事	梅木純一
新しい学校づくり専門監	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	久原正好		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

7番	前田弘次郎	8番	溝口誠
----	-------	----	-----

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 重富邦夫議員

1. 新白石中学校開校後の諸課題について
2. 大地震への対策について

2. 前田弘次郎議員

1. 各種団体との今後の関わり方について
2. 地域振興について

3. 吉岡英允議員

1. 公共施設・町有地の管理と使用料・減免制度について
2. 道路環境整備について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

農業委員会事務局長から、会議規則第2条第1項の規定に準じ、公務のため離席届が出ておりますので報告いたします。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、前田弘次郎議員、溝口誠議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は3名です。

順次発言を許します。重富邦夫議員。

○重富邦夫議員

皆さんおはようございます。

3月定例議会の一般質問の初日ということで、皆様最後までどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

まず、質問冒頭でございますけれども、いよいよ新年度の4月より、長期間、約5年間の審議を経て新白石中学校が開校を迎えるわけでございますけれども、統廃合の話が持ち上がって、審議会に諮問をされてから約1年間の審議をされた後、答申が出され、準備委員会が立ち上がり、様々な分野での協議を重ねてこられました。長期にわたる審議に携わってこられた方々の並々ならぬ御尽力に対しましては、敬意を表するところでございます。晴れやかな気持ちで開校できることを期待申し上げます。

そういった中で、本日質問の通告をしておるところが新中学校開校後の諸課題ということで、水を差すようですが、少し通学路のことで質問をさせていただきたいというふうに思います。

指定通学路が発表されたということで、保護者の方々から話を伺ったところで非常に多かった声として、決定された中身ということよりも、発表が遅くないかというような声をいただきました。そのような声の真意が何なのかということをはもときますと、結局最終的には子どもたちの安全性が本当に担保されているのかということに行き着くところです。車の運転者の皆様も、日々の運転、交通の流れでいつも通ってないところに自転車通学の生徒が通ってみたり、そういうふうな状況になるのになかなか慣れていないとかそういった部分ですとか、学校の周り等には街灯などの整備、そういったものもされておりますけれども、私から言わせれば、そういったところよりも6.5キロのスクールバスの支援エリア、ラインですね、そういった辺りが一番危険ではないかというようなところも危惧しております。また、交差点等の車両の進入防止策とか、こういったところもどこまで整備が進んでいるのかという心配もございません。通学路の指定路線と整備計画の中身についてお知らせください。

○笠原政浩建設課長

令和6年度以降の通学路指定路線の整備につきましては、白石中学校南側の町道廿治大井線、東側の町道太原本線において歩道整備計画をしております。それから、車両の進入防止などの安全対策につきましては、通学路指定路線に限らず年2回通学路点検を実施し、学校や道路管理者、安全対策関係者で必要な対策箇所を確認し、地元の駐在員さんや住民の方からの要望箇所などを踏まえて順次整備を行っているところです。

また、照明灯につきましては、新中学校になりますと通学距離が長くなり自宅に着く頃には暗くなることも想定され、既存の道路灯や防犯灯だけでは不足することも考えられますので、開校後の下校時の通学点検での状況を見ながら関係機関と調整し、生徒が安全に通学できるよう対策を検討していきたいと考えております。

しかしながら、生徒一人一人の通学路に対応することは広範囲となり非常に難しいので、地元の自治会でも防犯灯の設置を検討していただき、地域一体となって子どもたちの安全を見守っていただければと考えているところでございます。

以上です。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

私のほうからは幹線通学路について説明をいたしたいと思います。資料要求がっておりますので、資料に基づいて説明をいたします。

新白石中学校の通学路につきましては、警察や県、学校、町関係者で通学路点検を実施し、その点検結果を基に新しい学校づくり準備委員会で協議いたしたところでございます。点検は、今幹線道路として示している路線だけではなく、想定されます複数路線について実施し、その中から検討を行い設定をしたところでございます。設定に当たっては、歩道がある道路を優先する、国、県道を原則として歩道がないところは通らないなどのことを考慮しながら検討をしたところでございます。

また、御覧のとおり、幹線通学路についてはきめ細やかに指定しているものではなく、生徒それぞれの自宅から安全を優先した道路を通過してこの幹線通学路まで出てきてもらう形になります。議員おっしゃいますように、福富、有明地域からの通学の流れが大きく変わります。開校し、生徒たちが実際に通学することになることで、危険箇所などが見えてくるところがあるかもしれません。常に通学の状況を把握するとともに、生徒や保護者などの意見も聞きながら通学路の整備を行うことや、場合によっては通学路の変更を行うことも必要であると考えてるところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

先ほど建設課長のほうからも街路灯だとかそういった部分での答弁が少し触れられましたけれども、遠くのところが暗くなり、そういうときに自転車で帰らなければいけないといった状況があらうかと思っておりますけれども、まさに防犯灯だとかそういったものが不足をしてるんじゃないかというような思いがございます。街路灯だとかそういう大きな予算を要するものを求めているのではなくて、できる限り必要最低限の明かりは必要でないかというふうにも感じておるところでございますので、防犯灯となれば総務課担当にならうかと思っておりますので、そのあたりはしっかりと学校側とも連携を取りながら、また地域に落とさなければいけないようなことにもならうかと思っておりますので、しっかりと地域の意見も反映させながら安全性を高めていっていただきたいというふうに思います。

現状、まだまだ安全性がそういった部分では足りないのかなというような思いもございます。そこをどうやって補完するのかとしたときに、子どもたちの通学路に対する安全指導、こういうものも同時に必要なことじゃないかというふうにも思います。まだ国会だとかそういうところに道路交通法の改正は提案されていませんが、報道レベルの話として、キックボード、ああいうことの関係で道路交通法が改正されるというような話も伺っているところでございます。2026年にも導入される見通しで、16歳以上が対象であると、これはあくまで報道レベルですね。そういうこともございますので、しっかりとした自転車の走らせ方であったりそういう交通ルールの部分、そこをどういうふうに指導をしていくのか、その体制をお聞かせください。

○出雲 誠学校教育課長

学校の指導体制といたしましては、まず交通安全教室を年度初めに開催しています。県警、白石警察署の協力をいただき、中学校では自転車を運転する際に起こり得る危険を体験し、交通ルール及びマナーを実践的に学ぶことができる自転車シミュレーターを活用し指導を行っているところです。学期ごとに自転車の整備点検、ライトの点灯とかタイヤの空気圧等も行っているところです。また、教職員による立哨指導も行っています。

町としましては、先ほど通学路点検の話がございましたが、通学路点検を年2回実施しています。年度初めには、警察、県の道路管理者、町の関係者及び学校の立会いの下、通学路点検の実施、また下校が薄暮になる冬場においては、町の関係者による薄暮時間帯の通学路点検を実施し、安全対策についての検討を行うとともに、学校へは生徒への安全指導をお願いをしているところです。

○重富邦夫議員

なかなかこの道路交通法に携わるというようなことが少のうございまして、こういう指導体制がしっかり整っておけば、安全性は数%でも上がれば保護者も安心するのではなかろうかというふうに思い、そのあたりはしっかりとよろしく願いいたします。

続いての質問です。

アシスト自転車、スクールバス乗車券のそういったところの質問でございますが、もう数年前に岸川議員のほうからアシスト自転車のことで質問があったというふうに思いますけれども、まず交通関係の購入補助というものはあるんでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

遠距離通学者の通学支援につきましては、電動アシスト自転車への補助についても検討をいたしたところでございます。電動アシスト自転車については、体力的なサポートは期待できますが、通学時間そのものは変わらないことや、充電管理が必要、車体が重いなどの理由から、購入補助は行わず、遠距離通学者はスクールバスによる通学支援を行うことといたしました。

電動アシスト自転車に対する購入補助は行いませんが、体力的に不安のある生徒もいると思われまして、距離に関係なく、電動自転車による登校は可としております。購入に当たっては、保護者とお子さんとのしっかり検討を行った上で判断していただくよう、保護者の皆様へはお伝えをしているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

購入補助を行わないと、スクールバスによる通学支援を行うようにしたということでございますけれども、これは12月議会でしたか、そのスクールバスの支援対象エリアの件で前田議員のほうから質問があったと思いますけれども、私はその話を聞いて、本当にこれは平等性に欠けてるなというふうな思いを持ちまして、やはり山からの通

学者には何か補正をかけるべきではないかというふうにも思い、このアシスト自転車のことを質問しているところなのですが、それもやらないと。

じゃあ、この山からの通学者に対してはどのような支援、またそういう目線で見ているのか。副町長にもその12月議会でこういうこともあるのでこの問題も少し考えていただきたいというようなことで振られておりましたけれども、そういうところをどのように皆様方が考えているのか、答弁をいただきたいと思います。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

令和6年度よりスクールバスの運行に向けて現在事業者などと協議を行っているところですが、実際に運行を開始してから見えてくる部分も出てこようかと思えます。今後もスクールバスの運行についてはよりよいものになるよう、通学距離だけではなく、地理的な理由で通学が困難な地域への生徒の支援も含めて協議を行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○重富邦夫議員

現在はそのまま運用させていただくけれども、今後協議をしながら変更もありというような理解でよろしいですか。

しかし、この平等性は非常に難しいものでして、丁寧に議論をしながら進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、スクールバスの乗車場所の整備ということで質問させてください。

スクールバスの乗車場所が通学路とともに発表されました。その整備について答弁をいただきます。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

スクールバスの乗降場所につきましては、要求資料につけております図面のとおりでございます。福富方面6箇所、新明方面4箇所、牛間田方面4箇所を設けております。設定に当たっては、地域から通学する生徒の姿をなくさない、ドア・ツー・ドアにならないといったことから、自宅から乗降場所まで一定の距離を自転車や徒歩で通学することを前提とし、安全面を考慮しながら新しい学校づくり準備委員会で協議をいたしたところでございます。また、説明会を開催し、対象保護者や地元の方からいただいた意見も参考にしながら協議を行ったところです。

乗降場所につきましては、一からの整備となると費用も相当かかりますので、なるべく既存の施設を利用する方向で検討し、今回新たな整備は行わないことといたしております。ゆうあい館は自転車小屋がありますが、福富地域の北区、住ノ江区、六府方区、東六府方区公民館については、屋根付の資源ごみ集積所を自転車小屋として使用させていただくこととしております。そのほかの乗降場所については、自転車小屋は設置せず、徒歩での通学を前提としておりますが、その分、箇所を密に設けることで、学校までのトータルの通学時間は変わりません。また、自宅から乗降場所、乗降場所から学校までのトータルの通学時間につきましては、自転車での最長通学距離

6.5キロにかかる通学時間を超えないことを考慮し設定をしております。

乗降場所については、4月からの運行開始後の状況を見ながら、不備な箇所があれば整備をしていくことも必要であると考えております。また、年々で生徒の分布状況も変わってきます。今示しております乗降場所を変更していくこともあろうかと考えており、常に状況を把握しながらよりよいものとしていく必要があると考えてるところです。

以上です。

○重富邦夫議員

現在の施設を利用しながら乗降場所の整備というものは改めて行わないと、今あるものを使っていくと。それで、地区の皆様方の了解というのはもちろん取られておられるんだろうというふうにも思いますけれども、生徒の分布があるということですので、確かにそこを整備したとて、数年後には全く利用されないというような可能性すらあるわけですし、ではそういうふう考えたとき、年々で分布状況が変わると。スクールバスの支援対象エリアが今6.5キロ圏外が支援対象といったときに、生徒の分布があり、対象エリアにもものすごく人がいなくて、支援対象エリアの生徒が少なくなったり多くなったり、その年々でするわけなんですよ。そうしたときの対応としては、スクールバスを減らすのか、支援対象エリアの距離を縮めるのか。

これは、今回出されている条例の中には教育委員会の規則で定めるというふうなことを書いてありましたが、そのような場合はどのような対応をなされるのか、お願いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

対象エリアの子どもたちが年々によって変わってくるのではないかとということで、スクールバスの台数に余裕が出たときにスクールバスの対象範囲は広くするのかについての御質問かと思っております。

まず、通学の登校についてですが、歩いて登校したり自転車で登校したりすることで、見えないものが見えてきたり季節感を感じることができ、体力もついてまいります。また、地域の人と挨拶を交わすことなどでコミュニケーションも取れるなど、心身共、タフでたくましい白石のおおどぼうに育っていくものと思っております。

また、今後小学校児童の遠距離通学支援についてのバスの導入も必要となってまいりますので、町全体でのバスの必要台数なども踏まえ、検討を今後行っていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

そこは、最後のところを聞いてますと、中学校だけではなく、小学校のほうも併せて連携した形で変更があるときは考えていくというようなことですね。

確かにその分布の状況が分からないということですので、多々変更というものがされるのかなというふうにも思うところなんです。毎年毎年、3年置きぐらいに変更

をするというのがいいのか悪いのかということも含めて、ここは深く考えといていただきたいというふうなことを申し上げまして、次の質問に移ります。

冬季はスクールバスの下車から自宅まで暗くて、自転車で帰るのが不安だというような声も実際ございます。そういったところの検討をどのようにされているのか。先ほど建設課長のほうから防犯灯だとかそういったところも含めて考えるみたいな話もございましたけれども。

なぜこういうことを言うのかというのは、今の子どもたちって私たちの年代から比べますと、自転車に乗る機会が圧倒的に少ないといえますか、危険を予知するだとか回避するとか、自転車に乗る機会が少ないものですからそういう不安に陥られているんだろうというふうにも思っております。ある保護者の方の話からすると、6年生でも自転車に乗れないんですよという方もいらっしゃる。これは車社会であったり送迎だとかそういうことが行われていて日常自転車に乗る機会が少ないとか、そういったことからなのかなというふうにも思っていますが、そのような不安の声があるということで、どういうふうに対応を検討されているのか、いま一度お願いいたします。

○永石 敏新しい学校づくり専門監

スクールバスを下車してから自宅まで帰る際に暗くなり不安があるがという質問かと思っております。

現在の3中学校におきましては、日没の早い12月から1月の冬季には部活動の練習時間を短くし、午後5時から午後5時15分の完全下校を実施して、なるべく早いうちの帰宅できるような対策を取っています。そのような中でも、最も日没の早い時期は、通学距離が遠く時間がかかる生徒は自転車のライトを点灯しなければならない状況でございます。スクールバスの通学支援は、通学距離が6.5キロ以上の生徒を支援することとしておりますが、これは現在の白石中学校の一番遠い通学距離を基準といたしております。通学時間では6.5キロの自転車通学の生徒とスクールバス利用者生徒は同等程度になるように乗降場所を設定していますので、スクールバスで下校し乗降場所下車してからの距離が長い生徒は、現在の冬季の下校時間設定であれば周りが暗くなっている状況であろうかと思われま。さきに申しましたような状況になることから、現在の3中学校で行われている冬季の完全下校時間よりさらに早めることでの対応を考えているところでございます。

また、新中学校での部活動では、冬季のオフシーズン期間として部活動を行わない時期を設け、部活動だけではなく多様な活動ができるよう、下校後にやりたいことに取り組めるマイチャレンジ期間の設定を考えております。最も日没の早い時期にこの期間を設け、明るいうちに下校できるよう配慮をしたいというふうに考えております。以上です。

○重富邦夫議員

早めに下校させることにより安全性を高めていくというようなことだったり、先ほどの答弁の中では学校のマイチャレンジ期間ですか、ここは今考えてるところと。様々なハードルはあろうかと思っておりますので、部活動の地域移行の状況であったり通学

路整備の進み具合、その安全性の確保、そういったところの両面を考えつつ協議をしていただきたいというふうに思い、次の質問に移ります。

1 項目めの最後の質問ですが、給食センターのことではなくて、白石町の特産品だとか郷土料理というふうには呼ばれるもの、そういうものを学校給食に少しお手伝いをしていただきながらPRを図れないかというような趣旨の質問でございます。

道の駅がオープンをしてもう数年たちますが、もともと白石地域だとか有明地域だとかに道の駅はあるわけですね。道の駅しろいしに行くお客さんはお客さんで結構なことですが、有明のほうも白石のほうもしっかり存続をしていただかないと、そこに来ていただいているお客さんは必ずいるわけですし、そういったところを取りこぼさない。では、どうするのかとしたときに、何か固定できるような売上げがやっぱり欲しいわけなんです。経営を維持継続させるためにはというような意味ですよ。そういう意味では、白石の道の駅なんかはしろいしてんぺを取り扱っておられますので、そういうところを学校給食で提供できないかと。道の駅とは関係なく、須古ずしも含めてでございますが、少しそのところをお聞かせください。

○出雲 誠学校教育課長

学校給食では、地産地消の取り組みとして、町内で収穫される食材を積極的に給食に取り入れています。毎月1回、しろいし食の日を設け、地元産を中心とした給食を提供し、地場産物や地域の食材、郷土料理について理解を深めています。献立のメニューの例といたしましては、オニオンスープ、レンコンチップス、レンコンサラダ等があります。

また、昨年12月には、佐賀県学校給食献立調理発表会において地元産の食材を多く使った献立、内容としましては、しろいしてんぺともち麦の御飯、白石レンコンのすりおろし汁等で最優秀賞を受賞しています。また、須古ずしについては、小学校では総合的な学習の時間、中学校においては教育活動の中で須古ずしの歴史や調理実習などを行っているところです。

○重富邦夫議員

学校給食献立調理発表会ですか、しろいしてんぺが加えられたものが表彰されているわけですが、もう少し、しろいしてんぺを使用した献立メニューだとかこういうものを増やしていただきたいとともに、学校給食で須古ずしの提供なんかはできないものなんでしょうか、答弁をいただきます。

○出雲 誠学校教育課長

須古ずしの提供につきましては、衛生管理的な問題がございまして、給食としての提供が厳しいのかなと思っております。そういうことで、小学校では総合的な学習、中学校においては教育活動の中で歴史を学んで、また調理実習をすとかということを行っている状況です。

○重富邦夫議員

てんぺの献立のことも少し。

○出雲 誠学校教育課長

しろいしてんぺについては、詳しくは把握しておりませんが、月に一、二回ぐらいのペースで、しろいしてんぺを用いた給食を提供しておられます。毎月各家庭のほうに献立でお知らせをしております、児童・生徒の保護者の家庭には、そういう地域の歴史あるものを使った給食とか、そういうものがお知らせできているのかなと思っております。

○重富邦夫議員

この件に関しましては、地元産、特産品とか郷土料理とかを問われたときに、郷土料理はこういうものだというふうに自然と口から出るものが私は郷土料理なんじゃないかなというふうにも思っていますので、そういった意味では常日頃、一緒に調理実習でやるということもございますが、それを広く食すというふうな機会も改めて必要のかなというふうな思いで質問をさせていただいてますが、そこはまた今後継続して意識をしていただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、家庭用の献立を作成し町民に提供できないかということで、佐賀県の人口動態の令和2年度の女性の流出、その女性の流出の数だけ見れば、年々流出の数は増加傾向なんですね。ひとしく働いて家庭のことは女性というのが、まだまだ大多数だというふうに思います。少しでも心に余裕ができるようにというふうな思いからの質問ですが、家庭で献立を立てるときに、今日は何をして食べさせようかとちょっと悩むと、分からないというようなこともございます。白石町に住んでいれば地元産を使った献立メニューがたくさんにあるから今日はこれを作ろうというふうに、一つ携帯で調べれば今はいっぱい出てきますが、その白石町版ですね。そういった心に余裕ができる方策を少し提供できないかというようなことでの質問です。答弁をお願いいたします。

○出雲 誠学校教育課長

学校給食では、毎月献立表や食育だよりを作成しております。献立表では、献立のほかに使った食材、調味料やカロリーをお知らせしています。また、給食だよりでは、食事の大切さなどの食育だけではなく、作り方も紹介し、児童・生徒を通じて各家庭に配布をしているところです。

○重富邦夫議員

いろいろ給食の献立だとかそういうものがございますけれども、町のホームページを見てみると、町内産の野菜を使ったメニューだとかそういうものも実際あると思いますが、なかなかそれを利用されてるのかと言われればちょっと疑問に思うところもありますし、やっぱり今はまず携帯でそれがぱっと出てくるようなものですか。それで、調べてみても、画像そのものもどのようなものが仕上がるのかというのもまず分からないし、そういうもので少し改良が必要かなというふうな思いも持っていますので、

ここは今後の課題として考えていただきたいと思いますが、答弁をいただきます。

○木須英喜保健福祉課長

私のほうからは、一般的な町民に対する食育活動、またレシピ等の提供というところで答弁をさせていただきます。

町民向けに広くなんですが、乳幼児健診や特定健診等、各世代への食生活についてのアドバイス等を実施をいたしております。また、食生活改善推進協議会の協力を得まして、幼児期への食育教室、学童期への親子食育教室、またあと成人とか高齢者を対象にした教室等、各年代のほうに食育の教室を実施をしているところでございます。

また、お話にも幾らか出てきましたが、広報等を通じて健康的な食事ということで、地産地消や白石の食材の活用方法などを発信をいたしておるところでございます。議員がおっしゃられるとおり、今携帯を見ればネット等でそういったレシピ集みたいなのも載っております。我々といたしましても、地元の食材を使ったレシピというのは非常に重要かと思っております。今後そういったホームページ等も立ち上げまして、住民さんのほうに広く周知を図っていければというふうに考えております。

○重富邦夫議員

では、利用しやすいような形での運用をよろしくお願い申し上げまして、2項目目の質問に移りたいと思います。

2項目目の質問、大地震への対策についてということで、一番最初の質問の津波避難計画の概要だとかこういうところの質問でございますけれども、資料に沿って説明を求めています、時間の関係上、この津波避難計画は白石町でももう策定をされているということで、今後の地域防災に関する見直しについては、能登の地震を受けて国の防災計画等の変更に伴い同時に考えていくというようなことで現在話を伺っておりますので、次の質問に移りたいと思います。

次の質問といいますか、この地震に対しては、地震から倒壊して命が奪われるというものをまず第一に避けなければならないということで、県から耐震診断だとか耐震改修補助制度というものが示されておりますが、そこの実績をお願いいたします。

○笠原政浩建設課長

耐震診断、耐震改修補助制度は、建築基準法で定められています耐震基準が見直され、これに伴い、国、県、町が連携し、既存の住宅の耐震性を高め将来における大震災発生時の被害を最小限に抑えるため、住宅・建築物耐震改修補助金の交付要綱が制定され、旧基準、昭和56年5月31日以前に建てられた建物をメインに住宅、建築物の耐震改修を促す制度でございます。事業が始まってからこれまで白石町では、相談件数が34件、耐震診断をなされた方が19件、それから改修工事を行われた方が1件というふうになっております。

以上です。

○重富邦夫議員

結果的に見れば、耐震改修が1件ということで、極めて少ない実績なんですね。本当の意味で地震から命を、建物から命を守ろうとするならば、避難弱者と呼ばれるような方で耐震基準を満たしてないようなところに住まれている方は引っ越し費用などを助成する制度もあってもいいんじゃないかと。全ての人じゃなくて、避難弱者と呼ばれる方々ですね。こういったものが必要なのかなというふうにも考えてますが、県にこの制度等を進言してみてもどうでしょうか。

○笠原政浩建設課長

住宅・建築物耐震改修事業は、あくまでも住宅の耐震性の向上を目的に制定されておりますので、既存の住宅を離れるための費用に充てることはできないかと思われま。この件につきまして県のほうに確認をいたしたところ、耐震改修時に一時的な引っ越しをされて改修後に住宅に戻られるのであれば、この制度の中で引っ越し制度として検討することも可能かもしれないが、該当住宅を改修せずにほかの住宅に転居というようなことになると、安全な住まいの確保という方向になるので、切り離して考える必要があるのではとのことでした。

町内では、地震だけでなく、浸水常襲地や急傾斜地等の地理的要因で不安を感じていらっしゃる方もおられます。このような状況を踏まえ、災害時における避難配慮者——高齢者等ですけど——のみならず、町民の安全な住まいの確保を図るためどのようなことができるのかなど、関係各課と協議検討し、必要に応じて県のほうにも提言してまいりたいというふうにも考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

ちょっと言葉足らずでしたが、耐震基準を満たしているところに引っ越すというような意味でございましたが、急傾斜地とかその不安を持っているところもあるということで、幅広くこれは考えていかなければならないという答弁でございましたが、町だけでできないようなことですので、これはこちら側から命を守る方法として県のほうにも常に提言を行っていただきたいということを申し上げます。

次の質問に移ります。

発災時のタイムラインの想定はということでございますけれども、大地震になれば、タイムラインといいますか、これはBCPですね。BCPなんかは後で質問がございますから次の質問に移らせてもらいますが、大地震が来れば、まず私の想定からは、恐らくいろいろな決め事をしていても混乱するんだと思います。まず、職員の皆様が被災をする、そういう状況になったとき、そもそものマンパワーが不足をするところですね。そういうふうになったとき、町はどうするのか、どう対応されるのかというところの答弁をいただきたいと思います。

○中村政文総務課長

地震につきましては、風水害とは違いまして、非常に予想が困難な災害でございます。大規模災害時には災害業務を行う職員も被災をして、登庁ができない場合もある

というふうに考えております。大規模な地震が発生をいたしますと、公的な機関は混乱し、人員が不足となり、救助活動や災害対応に遅れが生じる可能性があります。しかしながら、限られた人員で初動の態勢を取って、関係機関と連携をしながら、まずは人命最優先で適切な対応を行っていかなければならないというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

そうです。人が少なくなれば対応が遅くなるというのは、これはどうしても避けられないところでもございます。だから、自主防災組織というものがございますけれども、その自主防災組織の今現在の実績をお願いいたします。

○中村政文総務課長

現在の町内の自主防災組織は、令和5年度に結成をされましたのが2地区でございます。それで、合わせまして町内に27組織というふうになっております。組織の率としましては、世帯のベースで45%というふうになっております。活動の内容実績といたしましては、各自主防災組織内で地域の危険箇所マップの作成であったりとか、避難所の運営の訓練、また各防災研修会への参加を積極的に行っていただいております。地域の防災力の向上のために活動いただいておりますというところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

この大きな災害に見舞われたときは、自助、共助、公助、こういったもののバランスがほぼ崩れるといいますか、うまく回らない。ほとんどの場合は、自助、自助、自助ですね。自分の命は自分で守るというような組織体制が確立できていなければ、人の命の助かる確率は上がらないというふうに思います。

そういった意味では、自主防災組織の設立というものはそれは大切なことで、このパーセンテージも上げていかなければなりません。そもそも論として、これは地域がほとんど絡んでくることでもございまして、まず地域づくり協議会、こういったものを設置して、地域の今後をどうするのかと、人間減ってきてるじゃないか、いろいろな今やっていることが今後につながるのかどうなのかだとか、そういう地域に対する危機意識の向上というものを図っていかなければ、自主防災組織が設立されたとして、本当に機能するのかというところにつながってくるんだらうと思います。ここだけで、じゃあ全体を網羅するような形で組織活動がなされるのかということ、ちょっと違うのかなと思います。やっぱり地域全体で危機意識を上げた上で、じゃあ自分たちの地域の防災はどうするのかということで、じゃあ自主防災は必要じゃないか、こういう流れが必要かなというふうにも思っていますので、地域づくり協議会の設立は私は急務ではないかなというふうに思いますが、その認識をお願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

本町では、令和元年度より地域づくり協議会の設立支援業務に取り組みまして、須古地区と六角地区で設立、現在は有明地区の設立に向けて協議を進めております。

協議会の活動内容でございますけれども、地域の実情に応じて皆さんが協議されておりますけれども、防災に関する課題というのは非常に重要なテーマであると認識をされております。どの地区も防災に関する取り組みを積極的に取り入れられ、既に消防団ですとかNPO法人などとも連携した取り組みが、これは自発的に進められているところでございます。

また、町といたしましても、防災面のみならず住民協働を進める上でも、町内全域での地域づくり協議会の設立、これは急務であると認識しております。現在、設立準備を進めております有明地区と未設置となっております北明、白石、福富地区の推進に、これまで以上に努めてまいりたいと思っております。

○重富邦夫議員

そういう自治の各組織が危機意識、防災意識を高めておかなければ、次の質問にあるライフラインだとか防災無線が被災したときの想定はということですが、これは正直なところもう足で稼ぐしかないんですよ。時間がかかるわけなんですね。その上で、自主防災、地域がばらばらであったとき、さらに遅れるわけでございますので、この地域の組織力の強化というものは、いま一度考えるべきところでございます。

ライフラインのこの行政防災無線が使えなくなったときの想定というものは、私の中での答えとしては、自主防災組織の強化以外、これは人の命を守る確率は上がらないというふうに思っていますので、そこを質問に上げてましたが、恐らくそういうような答えが返ってくるんだらうと思って、次の質問に移ります。

要配慮者を福祉避難所で受け入れられているところがございましてけれども、今の町の想定はどうですか。介護業界だとか医療業界、こういったところでの協議というのが非常に必要ではないかというふうに思いますが、答弁願います。

○中村政文総務課長

現在本町では、町内に22箇所の指定避難所がございまして。そのうちの7箇所を福祉避難所として指定をしております。高齢者や障がいをお持ちの方に配慮された施設となり、風水害や地震災害時には優先して開設するというふうな避難所となります。

本町の運用としましては、一般の避難所と福祉避難所を兼務して開設をしておりますので、大規模災害が発生した場合は多くの方が避難されることになると。そういうことになれば、十分な避難スペースが確保できないことも想定をされます。最近では災害関連の犠牲者をなくすという取り組みもされていることから、本町でもこのような要配慮者の方の安全な避難生活を確保するというところで、町内の医療機関や民間の施設、また高齢者の施設などと協議をしながら、福祉避難所の充実を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

今後少しずつでも前に進めるように、これは協議を継続させていただきたいというふうに思います。

それで、次の質問ですが、災害廃棄物に関する特例措置を適用するため条例制定を佐賀県のほうから求められておりますが、その質問です。

災害廃棄物の廃棄物処理法第9条3の3に基づき、新たな施設について生活環境影響調査報告書を市の条例に基づき報告、縦覧した後、知事に届けることで設置処理できるというものです。佐賀県からの条例制定の依頼というのはこういうことですが、令和2年4月にも依頼をされておりますが、この件に関して条例を制定するのか否か、お願いいたします。

○土井 一生活環境課長

自然災害により発生した災害廃棄物は、一般廃棄物に区分されることから、基本的には白石町の場合はさが西部クリーンセンターで処理することとなります。しかし、広域で大量の災害廃棄物が発生した場合や処理施設自体が被害を受けて処理できなくなった際につきましては、他市町や民間の処理施設のほうに処理を委託するか、もしくは仮設の処理施設を新たに設置することも想定されます。仮設であっても、焼却施設や大型破砕機等を設置する際には県への施設設置許可申請が必要となりまして、そのためには事前に生活環境影響調査、環境アセスメントと呼ばれるものですが、それを実施する必要がございます。

施設を仮設で設置する場合につきましては、かなりの時間を要することから、廃棄物処理法の中には非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例という規定がございまして、この特例措置を適用するためには各市町で条例を設置しておく必要がございます。

現在、全国でこの適用を想定した条例を制定している自治体につきましては、政令市や中核市、もしくは大規模な処理施設を立地している自治体の一部だけでございまして、県内で条例を設定している市町はまだございません。さが西部クリーンセンターでは、令和元年度や令和3年度に管内で発生いたしました災害を教訓に、来年度から災害廃棄物を想定しての大型破砕機を新設することを予定されていることでもありますので、本町で今のところ特定措置を受けるための条例制定の必要は、現時点においては無いものと考えております。

以上です。

○重富邦夫議員

これは白石町には必要ないと。ただ、この条例を運用する可能性としてはゼロではないですので、備えあれば憂いなしということで、あっても何ら支障はないということです。ここは産業建設常任委員長を通じて議運のほうに私のほうから提出をさせていただきたいというふうに思います。

それで、大きな災害が来た場合は、一自治体が被災するわけではなくて、隣接する何市町にも大きな影響を及ぼすわけですし、こういった場合は自分たちで一生懸命復興をやるわけですが、現在いろいろな個別の災害協定というものがなされております

けれども、ここを一旦整理して、各自治体間で助け合いの協定というものを広く結んでいく必要があるんじゃないかというふうにも考えますが、そのところの認識をお願いいたします。

○土井 一生活環境課長

災害が発生したとき、本町が活用できる災害廃棄物の処理に関しての協定関係についての御質問かと思っております。

既に県内20市町間におきまして、佐賀県・市町相互応援協定や県内の廃棄物処理施設団体と、さらには九州、山口での広域での協定を既に締結いたしております。それから、し尿収集運搬に関する協定につきましても、杵島地区衛生処理組合のほうで民間のほうと締結していただいております。令和3年度の豪雨災害で本町で発生した災害廃棄物の処理では、この市町相互応援協定を活用いたしまして、有田町や佐賀市などの施設のほうにも処理をお願いした実績がございます。また、廃棄物処理業務に限らずとも、災害発生時に各分野で行う行政職員が不足する事態に陥った場合につきましても、県や他市町からの職員派遣についての協力協定につきましても、総務部局のほうで一括して既に結んでいる状況でございます。

以上です。

○重富邦夫議員

改めて、誰がこういうときは誰に助けを呼んで、どこに助けに行くとか、しっかりとしたつながりを持っておかなければ、迅速な人命救助だとか支援にはつながらないというふうにも思ってます。今回町長に答弁の出番はございませんでしたが、人口減少という時代でもございますので、全てにおいて少ない資源、少ないエネルギーでどのように回していくのかというこの大きな構造を考える必要があるのではないかとということをお伝えを申し上げまして、私からの一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで重富邦夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時30分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。前田弘次郎議員。

○前田弘次郎議員

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。

今回は大きく2項目について質問をしますが、質問は20項目になります。60分ですので、1項目3分です。答弁者の方はそこら辺をしっかりと考えて、簡潔に手短かに早く

終わるようによろしくお願ひします。

では、まず1項目め、白石町身体障害者福祉協会の現状の認識についてお伺ひします。

○山下英治長寿社会課長

白石町身体障害者福祉協会は、発足以来、当事者同士の親睦を深めながら、障がい者施策の充実、発展に尽力をされてこられました。現状といたしましては、新規会員の加入がほとんどない中、会員の高齢化と会員数の減少に苦慮されているものと認識をしております。町といたしましては、団体の活動を財政面で支援をするため、補助金を交付をしております。内容といたしましては、協会の事務局運営経費として定額の基本額を補助するとともに、身体障害者手帳所持者数に単価を乗じて得た人数割額を併せて交付をさせていただいております。

○前田弘次郎議員

この身体障害者手帳所持者に対する単価を乗じて交付をしているのは、佐賀県内でも白石町と有田町だけです。あとの市町は、まだこれできておりません。ただ、福岡県は、全ての市町が手帳交付者の人数に対しての補助金の交付がされております。この辺で言えば、白石町もしっかり頑張ってるなということが言えるんじゃないかと思っております。

では、今後の町との関わり方についてお伺ひします。

○山下英治長寿社会課長

財政面での支援と併せまして新規会員の加入を後押しするため、身体障害者手帳の新規交付者に対し、身体障害者福祉協会についての情報提供を行うなど、可能な範囲で支援できればというふうに考えております。

○前田弘次郎議員

実は、この身体障がい者の協会が、去年でしたか、障がい者スポーツ大会があるということで障がい者の方で何か新しい取り組みができないかということで生涯学習課のほうから言われて、県のほうからボッチャの先生を呼んでボッチャ体験をやりました、身体障がい者としてですね。一応町内の手帳交付者の方に来てくださいということでしましたけど、残念なことに、広報紙のほうには取り上げていただけませんでした。これはすごく残念なことです。こういうことも、なるべく広報紙には取り上げてほしいと思います。よろしいでしょうか。

では、次に入りたいと思います。

老人クラブ連合会の現状認識についてお伺ひします。

○山下英治長寿社会課長

白石町老人クラブ連合会の現状といたしましては、まず単位老人クラブ数が平成30年度の61クラブから令和5年度には26クラブまで減少しており、会員数も平成30年

度の約4,100人から令和5年度には約1,800人にまで減少をしております。新規加入者も少なく、役員交代もままならず、ここ数年退会される単位クラブが急増し、組織の維持、存続に大変苦慮されているものと認識をしております。

○前田弘次郎議員

これも身体障がい者の団体と似たようなところがあると思います。今後も役員の高齢化等も含めて町としてどういうふうを考えていかなければいけないかというのは、またいろんな問題が出てくると思います。

では、この予算はどのようになっているのかをお伺いします。

○山下英治長寿社会課長

団体の活動を財政面で支援するため、補助金を交付をしております。内容といたしましては、身体障害者福祉協会と同様に、連合会の事務局運営経費として定額の基本額を補助するとともに、会員数に単価を乗じて得た人数割額を併せて交付をさせていただいております。

○前田弘次郎議員

実は、この予算のことを聞いたのは、私が老人クラブのことでちょっとお聞きしたところ、各地区の老人クラブから老連にお金を幾らか納めんばいかんと。その中の幾らかは各老人クラブに戻ってくるけど、一部は県のほうに納めないといけないから、何で私たちが県に納めんばいかんかということ、老人クラブを脱退されたというところもお聞きしております。

これは、先ほどの身体障がい者も一緒ですけど、身体障がい者も今杵島郡にやって、郡から今度は県のほうに行きます。そのことによって県はいろんな障がい者に対しての施策とかなんとかを考えてやっていかれてますので、どうしても県がなければ今の身体障がい者の方たちの特権とかああいうのもなかったんですよ。各市町だけがどれだけ動いても、国は動きません。これを動かすために県にお金をやって、全国的なレベルでお話をしてくださいということで、やっと今身体障がい者のいろんな特権があると思いますので、この辺も含めて今後どのように考えていかれるかをしっかりお願いしたいと思って、今回予算のことを聞いております。

それで、今後の町との関わり方についてお伺いします。

○山下英治長寿社会課長

財政面での支援と併せ、連合会への加入を促進するための他の市町の取り組みなど、参考となるものがあれば情報提供をしていきたいというふうに考えております。

○前田弘次郎議員

身体障がい者団体、そして老連のことについて今お伺いしましたが、ここに町長の令和6年度施政方針提案理由説明というのがあります。ここの10ページに、高齢者や障がい者福祉の充実、約13文字、これについて今後各分野における施策についても進

めてまいりますということがありますので、今現在、町長、何か福祉の充実のことで考えてることがあられたら答弁をお願いします。これは急に振っておりますので、いやいや、まだ今から考えるということであればそういう答弁でも結構ですので、よろしくをお願いします。

○田島健一町長

昨日の施政方針の内容の話でございますけれども、新規事業については小まめにお話を差し上げたところでございますけれども、新規事業じゃなく、通常の事業、施策の範囲内とかそれに少し色づけというようなところについては、先ほど議員が言われたようにまとめて発言をさせていただいたところでございます。

障がい者であろうと高齢者であってもこれまでとは変わらないように、これまでの実施の中でも不足の点等々も担当課は把握しておりますので、それについては新規事業とはいつてないんですけれども、また6月、9月、12月も補正がありますけれども、何かあれば追加というものもあるかも分かりませんが、今の当初予算の中では先ほど言いましたようにその中で進めさせていただきたい。マイナスになるということはありません。マイナスになるということはありません。少しでもプラスになるようにやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○前田弘次郎議員

ありがとうございます。急に振って、どうもすみません。ちゃんと答弁いただいたので感謝しております。

それで、次に入りたいと思います。

観光協会の設立に向けた状況についてお伺いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

観光協会設立に向けた状況につきまして御説明をいたします。

令和5年8月に、町長から委嘱されました委員15人による白石町観光協会設立検討委員会を設置いたしました。検討委員会では、協会の設立、組織形態、事務所設置場所、組織の内容、そして所管事業、ネーミングなどにつきまして、合計5回にわたり検討協議を行いまして、昨年12月27日にその検討結果を町長のほうに報告をさせていただいております。そして、令和6年1月からは、令和5年12月に設置をされました白石町観光協会設立準備委員会におきまして、令和6年度中での観光協会設立に向けて観光協会設立検討委員会の報告内容をさらに掘り下げる検討が現在行われている状況でございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

少し時間に余裕が出てきましたので、答弁はゆっくりよろしいですので、よろしくをお願いします。

では、今後の方向性についてお伺いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

これまでの白石町の観光振興のイメージにつきましては、これまではイベントなどの集客数や交流人口を増やすことに町としては重点を置いてまいりました。例えて言うならば、観光消費額や地域内の調達率、この地域内調達率と申しますのは、観光客が地域の中で町内で消費した金額のうち地元の素材とか地元の労働者など地元還元される部分、観光客の購入によって消費された額の割合と、こういうものを地域内の調達率と申します。こういうところには、これまであまり町としては重点を置いてきておりませんでした。しかしながら、これからは白石の強みでございます道の駅しろいしの集客力と農水産物、そして有明海、白石平野、杵島山などの豊かな自然、歴史、文化などの観光資源を生かしながら、観光客数だけではなくて観光消費額や地域内の調達率を今後拡大させること、町外のお客様に町内でお金を落とさせていただくということによりまして、町内全体に経済波及効果をもたらすことを目指していきたいという方向で現在検討が進んでいるところでございます。

また、観光協会設立時の組織形態といたしましては、任意団体または非営利法人としてスタートすることが決定されておりますが、設立後の長期的な安定運営を見据え、法人化の検討についても今後進めていく予定となっております。

以上です。

○前田弘次郎議員

今の答弁の中に、白石町の強みである道の駅しろいしの集客力というのがあります。今度の観光協会はこのお客さんを利用しないわけにはいかないんですね。この方たちにいかに町内のほうで買物をさせていただくということを考えていかなきゃいけないと思っております。

実は、ここに白石町商工会が今度作ったグルメマップというのがあります。店舗数が裏表入っておりますが、飲食店及び買物とかができるマップなんですけど、これは今もうQRコードがついております。副町長、QRコードって分かるよね。QRコードを読んだら、ここのメニューとか営業時間とか全て出てきますよ。こういうことで、これを今後進めていきたいというのが商工会の考えです。ですから、観光協会の下、あれだけ来るお客さんをいかに町内の事業所に運ぶかというのが、これは一つの大きい観点だと思っております。

それと、実はこの後の答弁の中に、杵島山の歴史、文化などの観光資源を生かすということがありました。これは、先日白石町教育委員会、生涯学習課から出された須古城の瓦の写真が載っております。この瓦が実は勝尾城というて、鳥栖のほうやったですかね、私たちもちょっと須古歴史観光に行つて勉強してきたんです。その瓦とこの模様が似てるということなんですね。今後これは歴史の方々によっていろいろ研究をされていくと思っておりますが、何かのつながりがあるのかなど。じゃあ、こういうことも利用して、観光協会の中でこういうのにもタッチをしていって集客をしていくというのも一つの考えだと思っておりますので、その辺はしっかりお願いいたします。

また、この須古歴史観光の須古城のことについては、内野議員が後で一般質問を詳しくされますので、そのときよろしくお願いします。

では、この観光協会をどこに置くつもりなのか、お伺いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

観光協会の事務所の場所についての御質問でございます。

検討委員会におきまして、設立後、当面の間は役場庁舎の商工観光課内に置く方向で検討をされております。将来的には観光協会の事務所と例えば観光案内所の設置も含めまして集客力のある道の駅しろいしの敷地内に移転することを検討していくということで、検討委員会の中で決定をされております。

以上です。

○前田弘次郎議員

私も同感ですね。道の駅しろいしに観光協会を置かれて、観光協会はプレハブになるのかどうか分かりませんが、建物を置かれて白石町観光協会、観光案内所という大きい看板を立てていただければ、道の駅に来られたお客さんは、買物だけじゃなく、何かあるごたるよ、ちょっと行ってみゆうかというような形で、町内のほうに道の駅しろいしのお客さんが入ってくる。これが最高のベストな考えだと思います。観光協会については、いろんなことを言われる議員さんもいらっしゃいますが、必ず設立をしていただき、町内の経済の発展を考えていただきたいと思います。

次に、2項目めの地域振興についてお伺いします。

まず、1、農林水産業の農業の現状についてお伺いいたします。

○吉村 浩農業振興課長

本町農業の現状につきましては、農業者の高齢化や農業人口の減少による後継者不足が危惧されているところであり、将来の農業地利用について具体的に考える必要が出てきてます。その対策として、今年度法制化され、未来の目標地図を作成していく地域計画の策定が義務づけられました。この地域計画というのは、10年後に誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地区の話合いに基づいてまとめる計画です。町内をJAの元の支所単位の9つの地区に分けて協議を進めていく計画としておりますが、令和7年3月末までに策定を完了させたいと考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

この農業の現状につきましては、私たち産業建設常任委員会で、六角の法人の方のところに勉強に行きました。そして、そこの方が言われるのは、高齢者の方々が今作られていますけど、これから5年、10年先にはもう作ることができなくなり、その田畑をどうするかというのが出てくるということと言われました。ただ、私たちは十分それを受け入れることはできますが、例えば5年後になるともう田ん中はせんけんが、やあけんがというようなことと言われるのが一番いいということなんですね。要する

に、自分のところも田ん中が増えたら、それだけ人間も機械も増やしていかなばいかんけん、そのときになって来年からしてくんしゃいと言われても、これができないということと言われております。今の答弁の中では9つの地区に分けてされていくということですが、地区によっては受入れができないところもあると思います。

今は私たちの深浦地区は後継者がなく、鹿島のほうから来て、田んぼをされております。もうこちらのほうでできないということをお願いをして、鹿島のほうから来て、田んぼを作っているところもあります。この辺のこともしっかり考えていただいて、今後どういうふうに農業をやっていくのかということを考えていただきたいと思いますので、今後もよろしくお願いします。

では、この農業の後継者対策についてお伺いいたします。

○吉村 浩 農業振興課長

農業の後継者対策ということですが、後継者、新規就農者対策としましては、しろいし農業塾やいちごトレーニングファームの研修制度を利用しまして、町外から本町で農業を始められる方に対して住居費の助成や車両の貸与などの支援を行っているところです。また、条件はありますけれども、親元就農を含め50歳未満で独立・自営就農をされる方には、国庫事業である新規就農者育成総合対策、これは経営開始資金と申しますけれども、経営発展支援事業なども活用しまして新規就農者が早期に経営が安定されるよう支援しているというところです。

以上です。

○前田弘次郎議員

この農業塾やトレーニングファームで有明地域におられる方で、今有明地域のまちづくりがあつております、その中にその方も参加されて、すごくいい意見を言われます。それと、次回の課題もちゃんとメモを書かれてきて、今地域のほうに大分協力をしていただいております。今後もこういう形で農業塾、トレーニングファームの方が地域に根づいて生活をしていかれるのが今後の一番いい方法じゃないかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

では次に、漁業の現状についてお伺いいたします。

○吉村大樹 農村整備課長

それでは、ノリ養殖の現状ということで御説明をいたします。

ノリ養殖の現状でございますが、秋芽のノリにつきましては、今期も採苗直後から珪藻プランクトンによる赤潮の発生や、そして採苗直後の極端な少雨の影響で、ノリの成長に必要な栄養塩が不足して色落ちが発生し、生産枚数が例年に比べて大きく減少しておるといふ状況でございます。また、冷凍網ノリについても、海況の悪化から、本来は1月5日に予定されていた張り込みなんですけど、2週間程度延期する対応を取られたことによりまして、生産枚数の落ち込みを懸念しているところでございます。現在の状況でございますが、若干の海況の回復と張り込み時期を遅らせたことで、秋芽ノリよりは質がよいということで、併せまして全国的な品薄感から、単価としては

高値での取引というふうになっている状況でございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

ノリの現状も私たちも目の当たりで見えておりますが、やっぱりいいところ、悪いところがあって、白石町全体としてはどうしてもまだよくないというような状況だと思います。今後ともいろんな支援が必要だと思いますので、農村整備課長さん、よろしくをお願いします。

では、この漁業についても後継者対策についてお伺いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

ノリ養殖業につきましては、本町の重要な基幹産業であるため、後継者対策については町としても喫緊の課題だということで認識しているところでございます。そのため、今、町と町内の漁協3支所で構成をしております白石町水産振興協議会の中でもその対応について随時協議をしているところではございますが、近年のノリの不作というのもございまして、現在のところ本町独自の明確な対策の検討については至っておらないという状況でございます。当面は佐賀県で行われております漁業就業者個別相談会を通じた短期の漁業体験などの事業を活用することによって、就業者の確保と、併せまして新たにノリ養殖業に就業する方の増加を図るためにどのようにすればいいものなのか、県及び関係漁協と今後も協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

この農業と漁業の後継者について今回質問をしたのは、もう一つ、まだ御結婚をされてない方も結構いらっしゃいます。そこで、総合戦略課長にお願いですけど、今総合戦略課では婚活をされておりますよね。漁業者にとっての特化とか農業者だけの婚活とかそういったものを考えて、何とかパートナーができるような考えを今後お持ちでしょうか。

○山口裕一総合戦略課長

後継者への婚活対策といたしましては、非常に有効な手段だと思われまますので、これは内部的に検討させていただきたいと思っております。前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○前田弘次郎議員

ありがとうございます。

農業者、漁業者の後継者にまず親がさせたいというのは、やっぱりある程度収益があるからこそさせることで、収益がなければどうしても子どもには継がせたくない

というのが現状だと思います。その辺も含めて、農業のよさ、漁業のよさをしっかり考えていただき、婚活のほうに結びつけていただきたいと思います。と思っております。

では次に、小売業者の現状についてお伺いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

小売業者の現状といたしましては、事業者数でございますが、平成18年の286事業者から年々減少をしてきておりまして、令和5年4月1日現在では175事業所となっているところでございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

では、その対策についてお伺いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

この問題につきましては、町だけではなく、商工会と連携、情報共有をしながら、経営改善指導や円滑な事業承継の御支援などに取り組んできているところでございます。また、中小企業の事業継承、引継ぎを支援する佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターなど、関係団体とも連携を図りながら、現在の経営者から後継者への事業のバトタッチをスムーズに行っていただけるよう、御支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

この小売業というか町内の商業関係者も、後継者として2代、3代と続けて頑張っ
てらっしゃるところもあります。しかし、私から見れば、そういったところに本当に
白石町は目を向けているのかというような事案もあります。ですから、この辺もしっ
かり後継者が跡を継げるような事業を町としてもしっかり考えていかなきゃいけない
と思っておりますが、町長、どうでしょうか。

○田島健一町長

ただいまの質問は商工業についての後継者ということでございますけれども、これは
今日の人口減少の中で、これは端的に人口減少が起因しているということじゃない
でしょうけれども、やはり農業にばかり、漁業にばかり、商工業にばかり、後継者が
不足してきているというのは否めないところでございます。これについては、町とし
ても農業、漁業のみならず、地域を盛り上げていくためには小売業者の人たちも必要
でございますので、これについても農水産業とは区分けしないで、しっかりと取り組
んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○前田弘次郎議員

今、福富地域にも新しい産業ができておりますが、どうしても福富地域にスーパーがないというのを私はよく聞きます。これもちょっとやり方を考えて、商工会の町内の小売業者の方が福富のどこか、前の福富の直売所でも結構ですのでそこに品物を出してそこで販売するというふうなことも私は考えていかれたらどうかなと思っておりますが、これは商工観光課長に聞いたほうがいいですかね、急なことですけど。

そやけん、町内の小売業をやられてる魚、野菜とかそういった総菜とかを、福富のどこかの場所に出先機関みたいな形でまとめて商工会と連携されてやられたら、福富で買物をするところが、道の駅もありますけど、どうしても生活用品というのが必要だということもありますけど、商工観光課長、よろしいでしょうか。

○谷崎孝則商工観光課長

議員おっしゃるとおり、やはり町民のニーズにお応えしていくのが我々行政の使命、役割でございますので、本当にそういうお声は我々の耳にも届いておりますので、今後関係課、そしてもちろん商工会などと連携協議しながら、そういう課題に取り組んでいきたいと思っております。

○前田弘次郎議員

次に、地域の買物難民対策についてお伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

買物難民、この要因につきましては、小売店の廃業ですとか高齢者の独居世帯、これの増加等、多岐にわたります。その対策といたしまして、現在全国的に様々な取り組みや実証実験が実施されております。例えば、地域コミュニティ交通の運行ですとか移動販売、デジタル技術を活用しました自動運転、あるいは最近ではスマートフォンやウェブアプリを活用いたしました検索、予約、決済を一括して行う取り組みですとか、様々ございます。本町といたしましては、公共交通全般に関わります地域公共交通計画の策定を予定しております、その中で既存の公共交通、これの見直しを図りながら、買物難民の対策についてももしっかり検討してまいりたいと思っております。

○前田弘次郎議員

実は、先日テレビ報道で群馬版M a a S（グンマース）というのがテレビであっております。これは、タクシー、公共交通機関とこういう乗り合いとか路線とかを組み合わせて全てのところに行かれるというのがこの群馬版M a a S（グンマース）ということでされてたと思っております。

白石町では、今、いこカーと巡回バスとのつながりとかがなかなかできてませんけど、いこカーとか巡回バスについては結構年数がたっております。そのときの状況からあまり変わっておりません。前に住民の方から言われたのは、例えば北明地区といいますか、横手の人たちは有明地域のほうに買物に行きたいとか病院に行きたいと言われますが、今現状ではこれが行けません。これも、近くだからそっちのほうに行きたいと、もともとそちらのほうに行かれてたのに、いこカーで行けないというのも前

から言われております。この辺も新たに見直しをやっていくべきだと思います。

それと、あと一つよく言われるのが、山口駅までは行かれんとですかということもあります。この辺のことも含めて、今後総合戦略課のほうでいろいろな形を、例えばふれあい郷に白石地域からは来られません、福富地域からもふれあい郷には来られません、逆に福富ゆうあい館のほうに白石地域からも行かれませんが、有明地域からも行かれない。やっぱり中心がどうしても、白石の庁舎のほうにはどこの地域からも来られるようにはしておりますけど、最初にいろいろ考えたんですけど、その地域性というのを考えてコミュニティタクシーの現状をやられてると思いますが、今後はもう少し大きい幅を考えてやっていかれたほうが良いと思いますが、課長さん、よろしいでしょうか。

○山口裕一総合戦略課長

現在、予約制いこカー、こちらのほうは乗車率はほぼ横ばいでございますが、実は定時定路線いこカーのほうの利用率というのが伸び悩んでいる状態でございます。先ほど地域公共交通計画を策定するという答弁をいたしましたけれども、実際その中でニーズ調査、これは住民アンケートになるものと思われましても、そういったところまで取り決めながら住民の声を十分に反映できるような地域公共交通計画、これは広域的にということも踏まえながら検討していきたいと思っておりますのでございます。

○前田弘次郎議員

次に、小・中学校の統廃合に伴う旧校舎用地の利活用をどのように検討しているのか、お伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

今年度いっぱい閉校いたします福富、有明の2つの中学校につきましては、福富中学校跡地は定住・移住を促進します宅地分譲、有明中学校につきましては令和8年度から有明地域の小学校として利用されるという方針を決定しております。学校跡地を含む公共施設の用地につきましては、この活用は役場内で組織しております公共施設等マネジメント推進検討委員会で協議検討を行っておりますけれども、今後も小学校再編に伴い7校の跡地が発生する見込みでございますので、地域活性化を目的とした活用を基本としながらも、現存する校舎等を含めて利用や企業誘致、あるいは住宅用地での利活用など、町や地域の実情に応じました幅広い検討を行っていきたく思っております。

○前田弘次郎議員

小学校の再編で7校の跡地が発生するというところで、私の地域のことでございますが、有明南小学校というのがあります。町内において高台にあるのはここだけです。私の考え的には、ここは避難所として残していかれたほうが、先ほど重富議員からも災害のことを言われましたが、どこに逃げるんですかと、じゃあどうすればいいんですかと

ということで、これも総合戦略課の有明地域づくりの中で今話をしていますが、私たち深浦とか南小学校の近くの方は、避難をするんじゃないです、避難をして来られる方を受け入れる体制をつくろうじゃないかというのを今有明地域づくりでしております。

やっぱり災害が起きたときにはどうしてもどこかに集まってこられるという、今現状では総合センター、有明公民館、福富ゆうあい館の3つが避難所となっておりますけど、実際津波とかなんとかということになったら、そこはもう水でつかるとじゃないかと。じゃあ、有明南小学校については、これは高台ですので、そして校舎自体も結構まだ耐用年数もあったのかなと思いますので、今後も公共施設等マネジメント推進検討委員会を役場内で組織されるということですので、この辺もしっかり考えていただいて協議をしていただきたいと思います。よろしく願いしときます。

次に、今からずっと山のほうに上がっていきます。桜の里公園の管理状況についてお伺いいたします。

○谷崎孝則商工観光課長

商工観光課で所管をしております桜の里公園のトイレ及び駐車場南側の展望所の管理状況について御答弁いたします。

まず、トイレ清掃につきましては、白石町シルバー人材センターに委託をしております。年間約60日で業務を実施していただいており、特に桜の時期、3月から4月につきましては来訪者が多ございますので、この2箇月間につきましては月8日程度清掃作業を実施していただいております。また、除草作業につきましては、展望所及びトイレ周辺を実施しており、桜の時期はもちろん、その後も状況を確認しながら実施している状況でございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

これは、前回も私は一般質問をしました。どうしても水洗のトイレじゃないと、今は子どもたちは昔の和式といいますか、あれはなかなかできないと思います。ということで、私の孫が今度有明南小学校に行きます。それで、ちょっと学校から集まってくださいということと言われて、和式のトイレの訓練をしてくださいと学校から言われたということでした。これは、私も議員になってから大分小学校のを洋式に変えるべきじゃないかと。なぜなら、和式のところもあるかも分かりませんが、一般家庭はほとんど今は洋式になってるんです。うちの孫たちも洋式で慣れております。今度学校に行くから和式で訓練させてくださいと言われてましたが、和式のトイレってどこにありますか、訓練する場所ってどこにありますかって言いたい。

これは通告してませんので答弁はいただきませんが、桜の里のトイレから飛躍したような感じですけど、これを私は聞いて、これはおかしいやろうと。学校に和式しかないから和式のトイレを訓練してきてくださいと言われて、どこで訓練するのかと。やっぱり息子のお嫁さんから言われたとき、私はぐうの音も出ませんでした。そうだよなど。これが今の学校教育の現状なのかどうか分かりませんが、もう少し家庭に寄り添った考えを執行部の方たちもやっていただきたいと思います。自分たちの考えを押

しつけるだけじゃなく、やっぱり家庭家庭の環境はありますので、今後人数は少なくなってきましたけど、人数が少なくなるなら、なお一層、もっと親身になって執行部の方たちも考えていただきたいと思います。それで、桜の里のトイレの洋式化はよろしくお願いしときます。

次に、この桜の里の公園までの道路状況についてお伺いいたします。

○吉村大樹農村整備課長

深浦のため池から桜の里公園までの区間につきましては、林道として管理をしております。毎年白石町シルバー人材センターに委託して、路肩部除草の実施のほか、年末と年度末の年2回、町内土木工事業者に委託して側溝清掃及び路面の清掃を行っているところでございます。また、大雨や台風の後につきましては、職員で林道の巡視を行い、通行の妨げとなる土砂の流出や倒木があった場合は随時撤去を行っている状況でございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

確かに、年末ここの清掃をしていただいたおかげで、正月の初日の出を見るお客さんが。ただの葉っぱだけじゃないですね、イノシシとかなんとかでやっぱり石も転がっております。離合するとき、どうしてもこれが邪魔になりますけど、今農村整備課長が言ったのは、公園からあの堤のところですよ。そこは確かにしっかりやっていますので、確かにいいと思います。

年末に林道の整備はできているが、ダムから白岩地区までの道路状況についてお伺いいたします。

○笠原政浩建設課長

深浦ダムから白岩地区までの町道につきましても、先ほどの林道の除草作業に合わせて清掃をいたしているところでございます。また、地元でも、クリーンデー等に合わせて草払い等を実施していただいております。山間部の町道につきましては、雨が降った後やイノシシがのり面を掘り返す被害ですぐに土砂が堆積するため、要望があっても毎回実施ができず、地元の方をお願いしているのが現状でございますが、今後雨季前には道路側溝の点検を実施し、土砂等の撤去が必要な箇所については対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○前田弘次郎議員

この深浦ダムができるときに、上からの道路を伝わって流れてくる水は全てダムに流すようなことでこのダムが造られてるということなんですけど、今言ったように、ダムの上のほうのため池のところに道路に30センチぐらいの幅だと思いますがグレーチングがあります。グレーチングがありますけど、そこはほとんど埋まって、道路上を流れるんですね。それで、道路上を流れていくと、下の家にその水が来るとい

うなことも言われておりますので、今後雨季が来る前になるべくそのグレーチングのところも。

それと、右側が斜面になってますので、ここを全部イノシシが泥、石を落としております。先日私は白岩のほうにカラス駆除に行ったときに、男性の方が1人で作業をされてましたので、何しよんねと、いや、役場に言うたばってん、役場は何も動いてくいやらんけん、おい一人でしょうって言われたので、そうねって、分かりましたと、ちょっと私も言いますと。1人でするのは、どうしても無理があると思います。この辺のことも含めて、毎月しろとかそういうことじゃないんですよね。雨が降る前とかそういったときには、なるべく白岩地区の方々にも迷惑をかけないようによろしくお願いしたいと思います。

では、最後の一番大事な質問に入りたいと思います。

深浦地区の道路状況では、今後の中学校への自転車通学も視野に入れていただき、深浦トンネルの実現がよろしいのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○笠原政浩建設課長

仮称ではございますが、深浦トンネルにつきましては、以前からいろんな角度、視点で御提案いただいているところでございます。

今回、中学校への自転車通学も視野に入れてということで御提案いただきました。新白石中学校で示された幹線通学路では、峠を越えなければならない生徒は、町道高町百貫線を通らず国道207号を指定されています。一方、峠付近に住まれている生徒は、町道高町百貫線を通るルートで指定されている状況であります。当然峠の上の付近に住まれている生徒は、仮にトンネルを整備したとしても必ずしも峠を登らなければならないこととなり、御指摘の中学校への自転車通学を視野に入れてという課題解決には根本的には至らないのではないかと思いますし、深浦坂田間のトンネル工事には多額の事業費がかかるため、取り組みには非常に厳しい状況だと思われま

す。また、207号の4車線化が完了し、周辺の町道の交通量は減少しています。さらに、将来的には有明海沿岸道路も深浦地区まで開通する予定であり、深浦地区の車の流れも大きく変化するものと考えられ、これからの状況を注視していきたいというふうに考えております。

町内の道路ネットワークは、町内を通る国・県道を軸をいたしまして、人や地域を相互につなぎ、人の流れ、物の流れの円滑化、地域活性化等を図ることを目的として整備しているところでございます。御指摘の深浦地区の道路状況ですが、深浦地区と坂田地区をつなぐ町道高町百貫線は、道路ネットワークを形成する上では地域間をつなぐ道路として重要な路線と考えているところでございます。また、今年開催される国スポ・全障スポにおいても、天皇皇后両陛下をはじめ皇族の方々の御利用が想定される国道207号、これが通行できなくなった際の代替道路として検討されていることから、非常に重要な路線であると認識をしておりますが、重要な路線、即トンネル整備とはならないのではないかと考えております。今後、交通事情の劇的な変化、また周辺の社会環境の変化に対応するため、トンネルの必要性の機運が高まっていけば事業の優先度はおのずと上がっていくものと思っておりますが、これまでの答弁どおり、現

状では残念ながら厳しいものと言わざるを得ない状況でございます。

以上です。

○前田弘次郎議員

建設課長、深浦トンネルに対しては最後の答弁だと思いますが、ありがとうございます。

この中で私が中学校の自転車通学のことを言ったのは、先ほどの重富議員の自転車通学の路線図というか、ありましたよね。それで、深浦の子どもたちは全部国道を通っていきます。峠を越えて右に曲がって、また国道を通れと。あれは峠を越えて真っすぐ有明西小学校まで行って、中村先生宅の横を通って行けば、国道を通らないんですよ。

なぜこれを言うかというのは、この国道を通っていくのは事故率はどうですかと白石警察署の方に聞きました。いやいや、増しますよと、警察からも言われました。それで、私はこの新しい学校づくりが通学道路として示されたのが、警察関係にも話してるんですかと。私は警察にはっきり聞いて、いやいや、通学道路はどうしても国道を通らない。だから、深浦トンネルを造ることによって、坂田のあの農道に出て、今言ったところを行けば、子どもたちの交通安全・安心にもつながるから私はこれを言ってるんですね。

建設課長の答弁ではなかなか難しいということですけど、どうしても私も私の孫たちが今後国道を通っていくのがいかなげなもんかと。ここをしっかりと考えていかんと、将来の白石町の子どもたちに未来が見えるかと思うんですよね。こういうことは通告をしておりますので答弁は要りませんが、これはしっかりと考えてください。簡単に国道を通って行けば近いからとかそういう形じゃなく、子どもたちの事故の危険性をしっかりと見て、警察とも話をして、じゃあほかの道がいいんじゃないかというような形もしっかりと考えていただきたいと思ってお願いをして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで前田弘次郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時41分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

10番吉岡英允でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、本日3番目というふうなことで一般質問をさせていただきます。

今回は、公共施設及び町有地の管理と使用料・減免制度についてと、道路環境整備についての2項目について質問をいたします。

1項目として、公共施設・町有地の管理と使用料・減免制度についてお尋ねをいたします。

まず、1点目として、執行部からは毎年の予算編成において財政状況は厳しい旨の説明をされておりますが、多額の施設管理費用に係る利用者費用負担については、従前より議論がなされている感じがございません。昨年策定された白石町公共施設等再編計画では、今後維持していく施設と廃止する施設を明確にされました。

初めに、人口減少や財政状況を踏まえた将来の施設管理の在り方について、まずお尋ねをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

昨年度策定をいたしました公共施設等再編計画につきましては、本町が将来にわたって健全な財政状況を保ち、持続的な発展を遂げることができるよう、学校施設あるいは公営住宅を除く主要な公共施設の将来的な再編方針を示すことを目的としております。その再編の考え方といたしましては、今後10年程度で法定耐用年数を経過する建物や同種同類施設が1つの地域に集中するなど配置に偏りが出ている施設につきましては優先的に再編を検討する、また同種同類の機能を有する施設が複数ある場合につきましては1つの施設に集約化を検討する、また再編に伴う新たな施設の新築または既存施設の増築は原則としては行わないという、そういった基本的な考え方がございます。

また、この再編計画の上位計画であります白石町公共施設等総合管理計画につきましては、本年度3月の改定を予定をしております。現在改定作業を進めております。この改定では、直近の人口減少予測や財政状況及び学校再編など、本町の現状を踏まえまして施設総量の数値目標を改めるとともに、維持管理コストの抑制の観点から基本的な考え方をこれまでの事後保全型の維持管理から予防保全型の維持管理へ転換することとしておるところでございます。この改定を踏まえまして、公共施設等再編計画も見直しを行い、町内全域の公共施設等の利用状況等を把握しながら、着実に再編を進めることで施設総量の削減と財政負担の軽減を図っていきたいと考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

それでは、改めてまた質問をいたします。

現在の施設に対する維持管理費は年間どれくらいかかっているのか、また再編後、施設管理費はどれくらいになる予想なのか、これから確実に人口は減ってまいりますので、町民1人当たりに換算したら現在が幾らで、再編後は幾らになるのかをお尋ねをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

まず、公共建築物の維持管理経費等につきましては、現在改定を進めております公

共施設等総合管理計画の中で地方財政状況調査の決算統計を基に算出をしております。修繕費などの影響により各年度増減がございますけれども、平成29年から令和3年度までの5年間を見ますと年間約3億8,000万円から約6億4,000万円程度、そういったところで推移をしております。平均で申しますと年間に約4億8,000万円、そういったものが維持管理経費等ということで試算をしております。

また、この計画では、今後の公共施設等の更新等に係る経費、いわゆる建て替えであったり大規模改修、あるいは長寿命化、こういったものに係る経費の見込みを試算をいたしております。この試算では、計画期間の最終年度であります令和18年度におきまして、現存する施設をそのまま単純に更新等を行っていく場合、これは令和6年から令和18年度までの13年間の累計になりますけれども、約175億円、再編や長寿命化を行った場合は約125億円というふうに試算をいたしております。再編等を行うことによって約50億円の削減効果があるというふうに見込んでいるところでございます。

なお、この計画につきましては、今後40年間の建物自体の更新費用を見通しつつ、その建物の再編と管理の方向性を示すものでございまして、例えば光熱費とか人件費、あるいは警備委託などのそういった維持管理コストにつきましては試算には入っておりませんが、現時点で公共建築物延べ床面積約11万平方メートル、これは現在町民1人当たり大体5.1平米になりますけれども、これを約31%削減、約3.4万平方メートルを削減をいたしまして、約7.7万平方メートル、町民1人当たり4.4平米にするというこの計画の数値目標を達成することによりまして、先ほど言いました光熱水費等の維持管理コストも削減ができるというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

削減計画によって、将来的に50億円ですか、平米にしますと1人当たり5.1平米から4.4平米に削減の計画があるというふうなことですけれども、もっと整理を行って、施設の管理維持費に多額の費用をかけるよりも、町民一人一人の豊かななりわいが営まれることができるための財源になすべきと申して、次の2点目の質問に移りたいと思います。

監査委員から決算意見書において、各施設の維持管理費が上昇しているため、その費用に見合う施設使用料となるよう早急に見直しが必要と報告をされております。それからどのような見直しをされたのか、各施設の使用料の設定の考え方と統一的な基準ですね、受益者負担の原則も考えていただいて、その旨についてお尋ねをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

公共施設の使用料につきましては、施設利用者が施設を利用する際に得られる受益の対価として等しく負担していただくものであり、この使用料につきましては、それぞれの施設の維持管理費用の財源になるものと考えております。しかしながら、本町における施設使用料の設定につきましては、明確なルールがなく、過去からの経緯や近隣自治体の類似施設の事例などを参考としているのが実情でございまして、使用料

の見直しにつきましても、これまでは消費税の導入等に伴い見直しは行ってまいりましたが、抜本的な見直しを行うまでには至っていないところが現状でございます。

公共の施設は、住民の福祉の増進を目的として利用されるものであり、公的な目的を持った活動のために利用、個人の趣味や健康増進または教養の向上といった理由での利用など、町民の皆様には各種施設を御利用していただくことも必要であるというふうに考えておりました。大幅な使用料の改定等の見直しは控えるべきではとも思っているところでございます。ただ、公共施設が利用者に受益の対価として使用料を負担していただくものである以上は、その対価として適正な額となる町民の皆様の負担の公平性を確保する必要があるというふうに考えております。このため、現行の公共施設の使用料につきましては、受益者負担の原則に基づく統一的なルールを定め、使用料の適正化と負担の公平性が確保できるよう、見直しを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

それでは、ここで持込み資料の1を見てください。よろしく申し上げます。これでございます。

国の機関が参考資料として公表しています国が指定、整備、管理を行う施設等における費用の負担に係る一般的な規定、または受益者負担の規定が法律に基づき規定があるものについて掲げられてる表でございます。これを見てください。

それを頭の中に入れてもらって、掘り下げて、次の3点目の質問に入らせていただきます。

近年、物価高騰の影響により、電気料金や修繕費をはじめ維持管理費に係るコストは今後も上昇していくと思われれます。主要な施設は避難所や住民健診、ワクチン接種などとしても使用されていることから、ある程度は公費負担が原則だと思います。しかしながら、受益者負担の原則の観点からも、公費で賄う部分、維持管理費の5割程度と私は思いますけれども、利用者への負担を求める部分を納税者に対して説明できるように使用料の見直しを数年置きに行うべきではないかと思っておりますけれども、お尋ねをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

受益者負担の原則に基づく統一的なルール、またその実施方針につきましては、今後検討をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、町が提供するサービスには、道路、公園等の住民の日常生活に必要なサービスから複合施設やスポーツ施設などの運営のように特定の住民が利益を受けるものなど、多岐にわたっていると考えております。このため、一律の受益者負担だけで料金を設定するのではなく、負担の公平性を確保するため、何らかの根拠を持って利用者がどこまで負担すべきか、町がどこまで負担すべきかなどの使用料についての基本的な考え方を整理をしなければならぬというふうに考えております。

また、見直しの時期につきましても、そのまま単純に継続させるのではなく、社会

情勢や財政状況等に対応した適切な使用料になるよう数年ごとに見直しを行うことが必要なのか、そういったところも含めて、そういった数年ごとの見直しの必要な改定についての仕組みを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

先ほどの企画財政課長の答弁では、社会情勢に応じて社会情勢に対応したというふうな言葉もございました。一般企業は常に見直しをかけられているので、物価が上昇というふうなことが起きるんじゃないかなと思います。それもお考えいただいて、見直しの検討をしていただくよう申し上げまして、次の4点目の質問に行きたいと思います。

使用料の減免については、その催物が公益のためであると認めなければならないと私は思います。使用料の減免の基準の概要とその考え方について質問をいたします。また、減免を受けることができない方と利用者への不公平感が生じてないかお尋ねをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

公共施設の使用料につきましては、それぞれの施設の維持管理費用の重要な財源でございまして、公益に資するもの、あるいは町民活動の推進などを目的として利用者の負担を軽減する必要があると判断する場合につきましては、それぞれの施設の条例や規則と規定に基づき使用料を減免することとしているところです。

具体的には、町が主催、共催または委託する事業に使用するときにつきましては、全額を減免、あるいは公共的団体が教育、文化、産業の振興または福祉の増進のために使用するとき、一部減免などの規定がございます。社会教育や文化、スポーツ等の生涯学習活動、地域の自治、福祉、及び防災、防犯活動などのこういった推進に寄与しているというふうに考えております。

しかしながら、これにつきましても統一した基準がございません。受益者負担や使用料の適正化の観点から、減免制度というのはあくまで例外的な措置であるということ念頭に置きまして、負担の公平性を確保する統一した減免基準につきましても検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

基準の見直しについて検討するというふうな答弁でございました。私も不公平感が生じないように見直しをかけたいただきたいと思います。それをお願いして、今度は次の5点目の質問に移ります。

12月議会においても、漁港施設の修繕に多額の一般財源が予算計上されました。漁港施設の維持管理もこれから多額の費用が生じてくるものと思われまます。漁港施設の使用料の設定根拠と減免の在り方について質問をいたします。

○吉村大樹農村整備課長

漁港施設の使用料につきましては、白石町漁港管理条例第14条の第1項において、町が管理する漁港施設を使用し、または占有する者から使用料または占有料を徴収することと規定されておりまして、現在これに基づいて使用料等を設定しているところでございます。例で申し上げますと、新有明漁港において、当該漁港に所属しない漁業者がクラゲ漁のために物揚げ場を使用する際の使用料や佐賀県有明海漁業協同組合ほか1件がノリの糸状体培養所等として使用している用地の占有料は、この規定に基づいて徴収をしております。

また、使用料等の減免につきましては、同条例第14条第3項の町長は特別の事由があると認めるときは使用料等を減額し、もしくは免除し、または分納させることができるという規定に基づいて行っているところでございます。

新有明漁港におきましては、当該漁港に所属する漁業者から整備に係る分担金を徴収したことから、漁業者の負担軽減と水産振興のため整備後当面の間はこの減免規定に基づき竹置場等の使用料の免除をしておりましたが、整備後10年を経過した時点で漁協と使用料の徴収に係る協議を行いまして、令和4年度から減免後の額について徴収を開始しているところでございます。また、物揚げ場につきましては、令和5年4月に浮き棧橋の破損が生じたということから、令和5年12月末から使用料の徴収に係る協議を開始したところでございます。あと、御存じのとおり、住ノ江漁港につきましては、現在整備中のため使用料等については整備後に漁協と協議を行うこととしております。

以上です。

○吉岡英允議員

減免等については協議を開始したというふうな答弁でございましたけども、そこで改めてまた質問をいたします。

12月議会の折、浮き棧橋の修繕費として2,630万円全てが町からの持ち出し分となる一般財源で、国、県からの補助はなしというふうなことで修理をする予算が出され可決をしたのですが、その質疑の際、私は受益者負担の考えはないかとお聞きをしたところ、荷揚げ棧橋、浮き棧橋は町の管理の施設で漁業組合に対しては使用料の減免措置をしているので、受益者負担の考えは適用しないというふうな答弁があったことをまず申し上げておきます。

それで、ここに佐賀県の漁港管理条例、県の条例がありますけども、この条例の中を見ても、佐賀県においても漁協管理条例を定められており、この条例の中に使用料、占有料が明確に明記をしてあるんですけども、本町の漁協管理条例、この例規集の第2編にありますけども、それを見ますと、あちこちば見らんばならんふうになつとるもんで、分かりません。それで、改めて本町における使用料、占有料の説明を簡単に結構ですのでお願いをいたします。

○吉村大樹農村整備課長

まず、浮き棧橋の修繕費に係る受益者負担の考えについてでございますが、今回の

修繕につきましては、突発的な事故であって、漁業者のほうに瑕疵がないということと管理者が町であるということで、本町のほうで修繕を行い、受益者からの分担金は徴収しないということとしたところでございます。

次に、本町の条例における使用料、または占用料について説明をさせていただきます。

まず、使用料でございますが、岸壁とか物揚げ場に普通船舶を係留する場合でございますが、船舶の総トン数に使用日数1日につき3円を乗じた額に消費税及び地方消費税額を合算した額で計算をしております。また、ノリ支柱や船舶を保管するために竹置場等を使用する場合は、使用面積に係る評価額の100分の5の額を徴収することとしております。

次に、占用料でございますが、漁協用地に建物とか倉庫、構造物を設置する場合でございますが、これも使用料と同じく、評価額の100分の5で算出して徴収をしているところです。なお、広告塔や看板、電柱といったそういう施設や水道管などの地下埋設物を設置する場合は、白石町道路占用料条例の規定を準用して算出した額を徴収しとるということになります。

以上です。

○吉岡英允議員

簡単にお聞きします。

県が定めている料金と比較して本町の料金はどうなのか、お答えください。

○吉村大樹農村整備課長

県と本町では算出方法が若干違うため一概には申し上げられませんが、例えば同条件でそれぞれの条例で算出した額を比較した場合でございますが、全体的に本町のほうが県より安価となっている状況でございます。具体例で申しますが、総トン数5トンの漁船が物揚げ場を1年間使用した場合で申し上げますと、本町の使用料が1日当たりトン3円を徴収します。県は1日当たりトン4円で計算しますので、本町が年間6,020円になるのに対し、県は年間8,030円の使用料となるところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

分かりました。本町のほうが安いというふうなことで理解をいたしました。

そこで、持込み資料の2を見てください。

2月10日付の新聞報道でございますけども、オスプレイ配備計画の土地に関し、佐賀県は防衛省に有料にて県有地の1.9ヘクタールの使用を許可したと報道がなされております。内容を見ますと、もともと県有地も配備計画の土地の中の排水対策施設の用地に関しては、漁業者、周辺農地の耕作者、空港利用者に受益が及ぶとして使用料を全額減免し無償で許可をしたが、誘導路は防衛省だけが使用するために使用料を徴収すると、有料で貸すというふうなことの報道でございます。この報道を御覧になって、まず感じられたことを率直にお答えください。お願いします。

○吉村大樹農村整備課長

議員申されました報道の件につきましては、国と県との間で十分に協議をされた中で使用料について取決めをされたということでありまして、その件について本町が見解を述べるものではないと考えておるところでございますが、使用が限定される施設について受益者から使用料を徴収するということについては、妥当な判断をされたのかというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

県も道理をよく考えておられるなと思う次第であります。

ここで、再度持込み資料の1、それを見てください。

この表中に施設名と表中の下段に漁協施設等、漁港とあり、維持管理費の負担の内容がございまして、管理者、それ以外の負担者とあり、管理者は地方公共団体で、それ以外の負担者は漁港の利用者と明記をしてあります。管理者、管理者以外に関しては、維持管理の負担割合に関しては数字等では明確な明記はしてございませんけれども、漁港漁場整備法の第35条第1項、これは利用の対価の徴収ですけども、漁港管理者は漁港の維持管理に要する費用に充てるために漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができるかと法で定められております。それを踏まえてお聞きをいたします。

荷揚げ桟橋のある埠頭は、漁港を営む受益者の方々が常に使用されており、一般の町民の方々の使用はほとんどなく、受益者負担の観点から申し上げますと、使用料、占用料はきちんと徴収し、町民が不公平感を抱かないようにすることと、今後維持管理費の費用の捻出のために減免措置を考え直すべきと考えますので、執行部のお考えを再度お尋ねをいたします。

○吉村大樹農村整備課長

漁港の施設につきましては、今後老朽化等により維持管理費がさらに増大することが予想されております。このため、新有明漁港の物揚げ場に係る使用料の徴収について、現在新有明支所及び白石支所と令和5年12月末から協議を開始したところでございます。しかしながら、近年ノリ養殖事業者は少雨による栄養塩不足や赤潮の影響で記録的な不作が続いておりまして、経営の悪化によりまして疲弊をされている状況が続いております。このような苦しい状況の中ではございますが、引き続き漁港、各支所と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

再度お尋ねいたします。

竹置場の土地の所有者は誰なんでしょうか、お答え願いたいと思います。

○吉村大樹農村整備課長

現在、町内3漁協支所が漁船及び竹置場として使用されている土地や、また佐賀県有明海漁協協同組合ほか1件がノリ糸状体の培養所等として占有されている土地の所有は、いずれも白石町となっております。

以上です。

○吉岡英允議員

町有地というふうなことでお答えをいただきました。

そうしたところ、占有料等は取っておられるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○吉村大樹農村整備課長

まず、佐賀県有明海漁協協同組合ほか1件が占有をしております土地については、現在占有料を徴収をしております。町内3漁協支所が竹置場等として使用している土地については、協議によりまして漁協者の負担軽減、また水産振興の観点から、整備後10年を経過した後、使用料を減免して徴収することとしておるため、新有明支所の部分については令和4年から徴収を開始しております。そして、白石支所の分は令和7年度から、福富町支所の分につきましては令和14年度から使用料を徴収することとしております。

以上です。

○吉岡英允議員

徴収しているというふうなことで分かりましたけども、再度言いますけども、減免に対する考え方に対し見直しの時期が来ているというふうなことを申し伝えて、次の6点目の質問に行きたいと思っております。

6点目です。

白石町営駐車場条例に基づき3つの駐車場を保有をしておりますけども、その目的どおり利用がなされているのでしょうか。また、無料の考え方と今後も町で保有する必要性についての見解と、3つの駐車場の実態をどのように把握をされているのかお尋ねをいたしたいと思っております。資料請求をしておりますので、資料により説明と答弁をお願いいたします。

○坂本博樹企画財政課長

議員のほうから資料請求があつておりましたので、まず資料により御説明をさせていただきます。

本町の駐車場条例に基づく駐車場が3箇所ございまして、位置図等を御覧いただきたいと思っておりますが、いずれも旧白石町の駐車場として、①が栄町駐車場、これは白石町商工会がある場所になります。②が秀津南駐車場、これは商店街の南に位置しております。これにつきましては昭和53年12月25日に設置をされ、③番目の中郷駐車場、これは中郷公民館のところにございますけども、これについては平成6年3月22日に

設置をされている状況でございます。目的としましては、路上駐車等の解消を含む道路交通の円滑化と利便性を図り、もって商店街の機能を維持し、その増進を図るといふふうになっているところでございます。

また、駐車場の使用に関して関係者や地元等の覚書についてでございますけれども、中郷駐車場につきましては、白石町中郷駐車場管理委託契約というものがございます。残りの2箇所については、そういった覚書等は結んでいないところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

再度質問をいたします。

駐車場条例に該当する3つの駐車場は、旧白石町にございます。旧有明町、旧福富町に該当する施設が一箇所もなく、合併をしたと考えてよいのでしょうか。また、3箇所のうち2箇所、秀津南、中郷については元の公の施設があった箇所と思われましても、旧有明町、旧福富町についてはそういったところはなかったのか、お尋ねをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

旧白石町の白石町営駐車場条例につきましては、先ほど申しましたように、昭和53年12月25日に制定をされまして、その後中郷駐車場が平成6年3月22日に追加をされておりまして、この条例が合併時に引継ぎをされているようでございます。旧有明町、旧福富町におきましては、町営の駐車場はございません。また、元公の施設であった跡地について、駐車場用地としている場所はないというふうに認識をしております。

以上です。

○吉岡英允議員

ここに本町の白石町営駐車場条例の写しがございます。皆さんは、この例規集の第2編の3万4,800のところに本町の駐車場条例がございまして御覧ください。

この条例の中に、3箇所の名称と位置が明記をしておりますので、私は駐車場条例の中を基に現地調査を行いました。

そこで、持込み資料の3を見てください。

まず、白石町栄町駐車場の現在の写真でございます。

白石町商工会の専用駐車場というふうなことで、ここら辺を見てもらうと分かりましても、専用というふうなことであります。白石町の公営の駐車場の表示は一切ございません。ございませんけれども、常時数台の自家用車が停まっている状態ではないかと思われまします。常時停まっている車もありますけれども、条例で無料と定義がございまして、長時間駐車も当然無料でございます。

次の持込み資料4を見てください。

白石町秀津南の駐車場の現状写真でございます。

写真のとおり、常に数台の自家用車は停まっておりますけれども、ここも長時間駐車

してある車もありますけども、当然無料となります。ここにも公営駐車場の看板はないのですが、ここは「ご注意、白石町」ということで、こういうふうな看板だけはございます。ただ、ここが白石町の公営の駐車場だというふうな表現は一切ございません。

次に、持込み資料の5を見てください。

白石町中郷の駐車場の現状の写真でございます。

ここは常に自家用車等の駐車はないと思われまじくても、写真をよく見てください。公営駐車場の看板等は何もございません。写真のとおり、公民館の駐車場として使われておるのが現状ではないかと思う次第であります。

そこで、改めて白石町営駐車場条例の設置を見てもみますと、本町における道路交通の円滑化と利便性を図り、もって商店街機能の維持及び増進に寄与するため駐車場を設置すると定められていますけども、果たして現在合致しているかどうかお尋ねをいたします。

○坂本博樹企画財政課長

現在の白石町営駐車場条例につきましては、先ほど議員がおっしゃるとおり、本町における道路交通の円滑化と利便性を図り、もって商店街機能の維持及び増進に寄与するため駐車場を設置するとなっております。ただ、既に合併から19年が経過をいたしまして、社会情勢等も大きく変化しているものと思っております。

3箇所の駐車場のうち商店街に隣接する栄町駐車場、秀津南駐車場につきましては、現在においても買物や飲食の際に利用されているものと思っております。しかしながら、大型商業施設の進出やネットショッピングの普及、また人口の減少によって利用率の低下は少なからずあると思っておりますけども、道路交通の円滑化と利便性を図り、もって商店街機能の維持及び増進に寄与するものと思っております。しかしながら、中郷駐車場におきましては、周辺には住宅が密集とかしておりますけども、現状として設置目的には合っていないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

よく検討をお願いしたいと思う次第であります。

まして、駐車場も老朽化をいたします。町の財産だったら町の財源をもって今後も維持管理、補修を行っていかねばなりません。維持管理費の一部として駐車場の使用料を取ってもしかるべきと私は考えます。事例として申し上げますと、本町の職員からは役場の駐車場の使用料金として月に520円を徴収してるとお聞きをいたしました。当然駐車場の維持費に回されることと思っております。ざっと520円を計算してみますと、520円で職員数が250人とすれば、その12箇月、1年とすれば、156万円という金を1年間に取っているということになります。

時代は変わり、3つの駐車場のあるところの周辺環境も変わっている現状がありますが、駐車場の使用料の考え方と今後も町で保有する必要性についてのお尋ねをいた

します。

○坂本博樹企画財政課長

3つの駐車場のうち栄町駐車場につきましては、白石町商工会あるいはライオンズクラブ、ゲートボール場が隣接をいたしておりまして、また商店街を利用する町民等の利便性を考えた場合、町営駐車場として維持していく必要があるのではというふうに思っているところです。また、秀津南駐車場におきましても、周辺の飲食店等を利用される方々には必要であるというふうに思っております。消費者ニーズの多様化などにより取り巻く環境は変わっておりますが、一人でも多くの方に気軽に利用していただくことで少しでも商店街が活性化すればというふうに考えておりまして、今後も商店街を利用していただく方々の利便性を考えますと、無料として維持していくほうがよいのではないかとこのように考えておるところでございます。

しかしながら、中郷駐車場につきましては、現在の状況等を勘案いたしますと、町営駐車場として存続させるかは十分な検討が必要というふうに思っております。昔に比べまして、ふだんの利用率の低下は少なからずあると思っております。本来の目的以外の使用で煩雑にならないよう、利用について注意喚起も行っていく必要があります。現状商店街のイベント等での利用もあることも踏まえまして、今後の駐車場運営の在り方について、また町で保有する必要性について検討する時期に来ているのではないかとこのように思っております。いずれにしましても、それぞれの駐車場の利用の状況等をいま一度検証をいたしまして、地元の代表者様等とも十分協議し、条例の設置目的に合った対応ができるかを含め検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

町民の公平性を保つ目的と駐車場維持の管理等の財源の確保のため、白石町営駐車場条例の見直しの検討をしていただくよう再度申し上げ、7点目の質問に移りたいと思います。

7点目、役場庁舎南側のゲートボール場は、ここ数年あまり利用されている気配がございません。総合センターにおけるイベント時やロードレース大会など、付近に駐車場が不足して病院や商業施設にも迷惑をかけているのが現状ではないかと思われまます。維持管理と利用者の状況、今後の利用形態についてのお尋ねをいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

役場庁舎南側の白石中央公園ゲートボール場の維持管理につきましては、除草作業等をシルバー人材センターへ年数回委託を行っております。夏場など除草が追いつかない場合は、生涯学習課職員での維持管理作業や地元ゲートボール愛好者の自主的な維持管理活動により行っております。

利用者の状況についてでございますが、コロナ禍以前はゲートボール愛好者による練習で頻りに利用がなされ、大会も年数回開催されておりましたが、コロナ禍に入り

まして、白石地域では活動の自粛等もあり、利用者の減少が続いている状況となっております。大会についても、中央公園ゲートボール場では令和4年度からは行われていない状況にあります。

今後の用地の利活用の形態につきましては、中央公園ゲートボール場の利用者の減少は続いている状況でございますが、福富地域ではゲートボール競技の活動は活発にされているようでありますので、まずは各地域のゲートボール愛好者の方々などから今後の活動計画、展望等の意見をお聞きしながら、別用途、駐車場や憩いの広場などへの転換も見据えつつ、様々な利活用の方針を検討協議していきたいと考えております。

○吉岡英允議員

再度お尋ねしますが、隣には野外音楽堂がございます。野外音楽堂を含め、その話をさせていただいて今後検討していただいて、平日は役場職員の駐車場とか、土日は中央公園とか総合センターの利用者、またマルシェ等のイベント会場として使用できるんじゃないかなとお伝えをしますが、再度もう一回お尋ねをいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

白石中央公園には、幼児から小学生までが楽しめる遊具や野外ステージがあり、総合運動場やテニスコート、役場庁舎、総合センター等も隣接しております。中央公園一帯が公共施設を集中させている町の中心部であることもあり、町の活性化のためには、先ほど答弁でも触れましたが、今後の利用状況次第でゲートボール場も含め周辺一帯の施設が相乗効果を生むようなさらなる有効活用も今後検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

使用されていない町有地の有効活用を願い、次の2項目めの質問に移ります。

2項目めは、道路環境整備について質問をいたします。

まず、1点目の質問に入る前に、持込み資料の6を見てください。

春になると桜並木になります万葉道路の近況の写真でございますが、樹木が切り取られ、植樹柵が傾いてしまっている状況であります。この現状を踏まえ質問をいたします。

ここ数年来、万葉道路の交通量が増加しています。病院やスーパーの利用者、土日も総合運動場の利用者が多く通行され、国道207号のバイパス的な道路と思えるときもあります。なお、幅員が狭いところでは、車の離合時に危険なときもあります。樹木のせり出しがあり、車に接触するほど伸びきっているところもありますけれども、これらの対策についてのお尋ねをいたします。

○笠原政浩建設課長

車道幅員が狭く離合しづらい箇所につきましては、現地状況を確認し、歩行者、自

転車の通行の安全を考慮しながら、局部的にでも改善できることがないか検討し、また樹木管理につきましては、これまでどおり張り出した枝の剪定を行いながら、場合によっては樹木の植え替えなど、状況に応じた対応で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

先ほど答弁をいただきましたけども、万葉道路はそもそもこの役場前の交差点から県道武雄福富線まで幅員が狭く、車同士が擦れ違うときも、どちらか一方は歩道部に待避しなければ擦れ違うことができない道路としてもともと設置をされておるような気がいたします。2トン車以上は通行禁止となっております。通行禁止の看板も上がっております。しかし、中には標識に関係なく通行する車両もいます。今後の万葉道路の在り方ですが、住民の方々より2つの話を聞きます。1つは、桜通りだからこのまま現状のままがよいという意見もございます。もう一つは、片側の桜の樹木を潰して車が通りやすくしたほうがよいという意見もございます。

そこで、お尋ねします。

万葉道路の管理者は町でございます。安全を第一と踏まえて、町の万葉道路に関する見解をお尋ねいたします。

○笠原政浩建設課長

以前の答弁と重複する部分もございますが、万葉の路は県の補助事業で整備され、平成3年3月26日に供用が開始された道路です。当時は、道路の途中に休憩所を設置したコミュニティ性の高い道路として、また国道207号のバイパスにならないような道路としての位置づけもされていたと聞いているところでございます。

しかしながら、現在では公共施設等へのアクセス道路として多くの方が利用されるようになり、歩行者や自転車、車の通行に対する安全性、利便性の向上も必要になってきております。総合センター交差点から北側の県道武雄福富線までの区間につきましては、以前この新庁舎建設や総合運動場建設の際、地元説明会において住民の方々からは道路改築で環境を壊してもらいたくないという意見と道路事情の変化に対応した道路改築をしてもらいたいといった2つの意見があった経緯もございますので、まずは地域住民の方々の意見を尊重し、合意形成を図った上で、道路利用者の安全確保を第一に、今後の道路整備の方向性を検討していきたいというふうに考えております。

○吉岡英允議員

今課長の答弁からは、今後の利用の状態について、管理について検討をしていくというふうなことです。検討が必要な時期が来ると思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、2点目の質問です。

その前に持込み資料の7と8ですね。これは歩道部を撮った写真でございますけど

も、見出しとして凸凹状況の1、凸凹状況の2としておりますので見てください。

万葉道路の歩道部を写した写真でございます。

このように、樹木の根などの張り出し等があり、インターロッキングのずれ等も生じ、凸凹がひどい状況でございます。そもそも万葉道路は中央の車道部が低く造られており、通常の道路構造は中央部が一番高く両端に向かい低く造られておるのですが、当初からここは歩道部のほうは車道部の側溝に向かいかなりの勾配がつけられて造られていたかと思われま。歩道部の傾きの状況を見たところ、これではいつけが人が出てもおかしくない状況でございます。

先ほどお尋ねした樹木の木のせり出しに関してですが、歩道部にもせり出しは当然あります。特に風がひどく吹いた後の夕方より夜間においては、特に自転車が問題でございます。私も保護者さんから数回となく言われましたけども、風が吹いた後は樹木がぽんとせり出してきて、目の高さに上がります。そうしたところ、その枝がちょうど目のところに当たるといふうなことで、特に自転車の通行においては注意が必要と思われま。

そこで、2点目の質問です。

桜並木の万葉道路は町のシンボリックな存在であります。しかしながら、樹木の根上がりによる歩道の凸凹があり、高齢者や幼児の歩行時や自転車通行にも不安がある状況であります。早朝、夕方、休日を含め、ウォーキングや犬の散歩などで多くの人々が利用をされます。バリアフリー化とともに抜本的な道路環境整備が必要な時期ではないか、お尋ねをいたします。

○笠原政浩建設課長

万葉道路の道ですけど、ここは町道築切北川線の一部の区間を万葉の路と呼んでおりますが、この町道は北明地区の西部共乾を起点に国道207号と平行して北へ延び、県道武雄福富線へと接続しており、中学校の指定通学路となっております。現在車道の離合が困難であった区間で歩道の凹凸も解消も含め整備を進めているところですが、一部において歩道未整備となっておりますので、中学校東に位置する町道太原本線交差点から県道武雄福富線までの通学路を含めた全体的な整備として計画を立て、生徒や地域住民の方が安全で安心して通行できるよう十分配慮し、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

今の建設課長の答弁では、検討をしていきたいというふうな答弁でございました。早急をお願いしたいものだと思います。

これも今は平成で申しますと平成36年ですね。この道はもう築三十五、六年はたっておりますので、木も乱れてもう老木でございます。そこを踏まえて検討をお願いしたいと思います。

検討の課題としまして、執行部の皆さんも、あるいはここにおられる議員さんも、歩道部分を歩いてみるか、自転車で通行をして確認をしてみてください。私が言って

いることがよく分かるんじゃないかなと思う次第であります。先ほど申し上げたとおり、この万葉道路は中学校への通学道路として指定をされており、今後も子どもたちが自転車等で通学をいたします。通学道路は安全に通行できるのが原則でございます。それらを踏まえて、町民の見解をお願いいたします。

○田島健一町長

桜並木の万葉道路についての御質問でございますけれども、この道路も、先ほど議員が言われましたように30年近くたつてるということでございます。課長の答弁にもございましたように、応急的な対応といたしましては、道路の維持管理の中で危険箇所を補修、改善しながら道路利用者の安全を図ってまいりたいというふうに思います。

その中で、先ほど言われたようにインターロッキングのところの樹木の根上がり、これはあちこちでもあっております。そういうことで、佐賀市内でもインターロッキングがよかったですけども、最近は舗装に変わってきてますもんね。だから、私どもものところについても、そういったやつは早急に部分的にでもいいから修繕をしていかなければいけないかなというふうに思っております。

また、町道太原本線から県道武雄福富線までの区間につきましては、今後検討される小学校の通学路も見据えた全体的な通学路整備を含めて検討していきたいと考えております。

しかしながら、これについても議員も建設当時のことも御存じで、先ほど言われたように、今地区の皆さん方は残しておいてほしいという方と、やっぱり改良していかないかんやろうもんという意見がございますので、ここら辺は地元の意見を十分に聞いた上で対応していかなければならないかなというふうに思っております。計画する前には、地元説明会等をしっかり行った上でやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○吉岡英允議員

前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。通学道路ですので、安全第一で通行できるように改善をお願いしたいと思います。

最後に、今回は公共施設・町有地の管理と使用料・減免制度と道路環境整備について質問を行いました。人口減少が今後ますます進んでいく一方において、国・県からの交付金は減っていく一方でございます。物価上昇に伴い、見直しをかけられるところは見直しをかけ、自主財源の確保に努め、町民の皆様が安心して生活できる基盤の再構築と役場周辺の道路環境整備の改善を申し上げ、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡英允議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

14時15分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月5日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 前 田 弘次郎

署 名 議 員 溝 口 誠

事 務 局 長 中 原 賢 一